

箱根町における宿泊税の制度内容（案）について

箱根町における宿泊税の考え方（案）（令和7年度第3回検討会議資料）をもとに、検討会議における各委員の意見のほか、専門部会における調査審議結果や宿泊事業者等へのアンケート結果、検討状況説明会の結果を踏まえ、事務局で宿泊税の制度内容（案）を整理したものの。

1 宿泊税の制度内容（事務局案） ※赤字: 第3回検討会議資料からの主な変更・検討結果

課税要件等		宿泊税の考え方 【R7.10】	宿泊税の制度内容 【R8.1】
税目名		宿泊税	宿泊税
課税客体*		町内に所在する宿泊施設* への宿泊行為 ※旅館、ホテル、簡易宿所、 民泊	町内に所在する宿泊施設* への宿泊行為 ※旅館、ホテル、簡易宿所、 民泊、 キャンプ場
課税標準		上記施設における宿泊数	上記施設における宿泊数
納税義務者		上記施設における宿泊者	上記施設における宿泊者
徴収方法		特別徴収	特別徴収
税率* (収入見込額)		※検討を要する論点	一律定額制(1人1泊につき350円) (年間約13.9億円)
非課税事項*	課税免除	※検討を要する論点	・12歳未満の者 ・修学旅行等の参加者 (引率者も含む) ・その他町長が認めた者
	免税点	なし	なし
課税を行う期間		条例施行後5年毎	条例施行後5年毎
税収の使い道		※検討を要する論点	観光まちづくりの対象範囲
特別徴収 事務交付金*		先行団体の事例を参考に宿泊 事業者の意見やアンケート結 果をもとに検討	納期内納入額の3.0%
システム 整備費等補助金*		先行団体の事例を参考に宿泊 事業者の意見やアンケート結 果をもとに検討	補助率1/1(全額補助) (限度額100万円/1施設)

* : 専門部会における調査審議事項

2 課税要件等の考え方

(1) 税目名

宿泊行為に着目した名称であり、国内外の観光客にとって分かりやすく、また、宿泊事業者も宿泊者に説明しやすいことや、全ての先行団体が「宿泊税」としていることから、名称は「宿泊税」とすることが妥当であると考える。

(2) 課税客体、課税標準、納税義務者、徴収方法

①課税客体

課税客体は、「町内に所在する宿泊施設への宿泊行為」としたうえで、対象施設は、宿泊施設の形態に関わらず宿泊者が行政サービスを楽しむ程度は変わらないため、税の公平性の観点から、全ての宿泊施設*を対象とすることが妥当であると考え。

※宿泊施設の範囲は次のとおりとする。ただし、本来の許可、届出を得ていない施設であっても、宿泊料金を受けて宿泊行為を行う施設・住宅は対象とする。

- ・旅館業法に規定する旅館・ホテル、簡易宿所
- ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設（民泊）
- ・野営の用に供される施設（上記宿泊施設を除くキャンプ場）

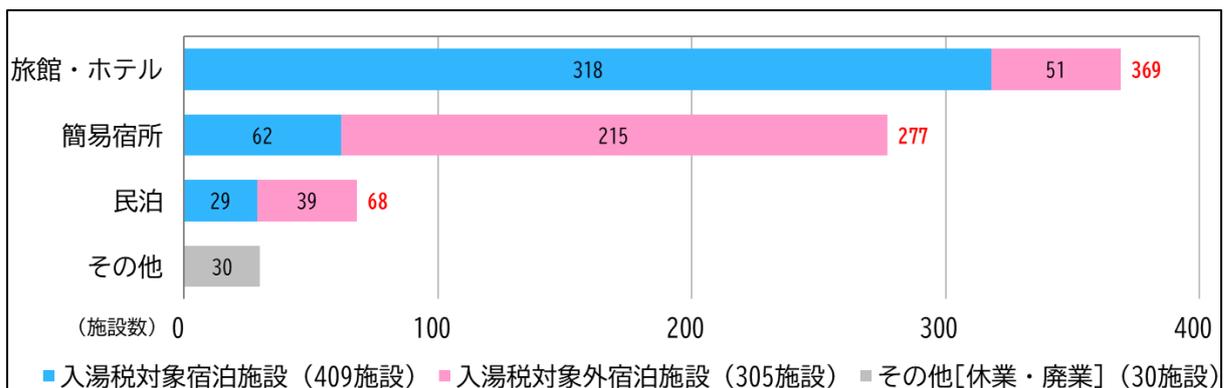
【専門部会における基本的な考え方】

- ・公平性の観点から、許可や届出の有無に関わらず全ての宿泊施設を対象とすべき
- ・宿泊料金を受けて行われる宿泊行為を対象とすることで、保養所や研修施設を含めた全ての宿泊施設を捕捉することができると考えられる

②課税標準、納税義務者、徴収方法

課税客体を宿泊行為とした場合には、宿泊客から宿泊税を直接徴収することは現実的ではないため、先行団体と同様に、課税標準は「宿泊施設への宿泊数」、納税義務者は「宿泊施設への宿泊者」、徴収方法は「特別徴収」とすることが妥当であると考える。

[宿泊施設数の分類別内訳（令和6年度末時点）]



【検討会議や専門部会における主な意見】

- ・特別徴収義務者の不公平感を無くすためにも、しっかりと定義すべき
- ・今後、新しい宿泊形態の施設が現れる可能性もあることから、必要に応じて条例改正を行うなど、柔軟に対応していく必要がある

(3) 税率

税率設定にあたっては、大きく3つの考え方があるが、課税客体と同様の考え方に基づき、宿泊料金に関わらず宿泊者が行政サービスを楽しむ程度は変わらないことや、町内には1泊2食付きの料金プランに対応している宿泊施設が多いという地域特性がある中で、特別徴収義務者の事務負担や宿泊客に対する説明等を考慮し、簡素で明瞭な税制度である一律定額制が妥当であると考える。

また、令和10年度以降見込まれる所要額（年平均約13.6億円（交付金含む））をもとに、税収額をシミュレーションした結果、一律定額制の場合には、現状では、「1人1泊につき350円（収入見込額約13.9億円）」程度の税額が必要となる結果となった。

【専門部会における基本的な考え方】

- ・1泊2食付きの料金プランに対応している宿泊施設が多いという地域特性がある中で、事務負担の軽減や、宿泊客に対する説明等を考慮すると、簡素で明瞭な税制度である一律定額制による導入が適当である

[税率設定の考え方]

項目	一律定額制	段階的定額制	定率制
簡索性	・一律のため、制度が簡素で明瞭	・価格帯の設定に伴い制度が複雑	・制度は簡素だが、課税事務が煩雑
税収額	・宿泊単価の変動には影響しない	・宿泊単価の変動に一定程度影響する	・宿泊単価の変動に影響する
社会経済状況への対応	・インフレやデフレに対応できない	・インフレやデフレに一定程度対応できる	・インフレやデフレに対応できる
観光客の負担	・低額の宿泊料金ほど税負担の割合が大きい	・設定する価格帯に応じて税負担が生じる	・宿泊料金に応じて税負担が生じる
特別徴収義務者の負担	・税額計算や説明が容易	・宿泊料金を算出したうえで、価格帯別の税額計算や説明が必要	・宿泊料金を算出したうえで、税額計算や説明が必要 ・客室料金による課税事務は容易

[税収額のシミュレーション【R8.1時点】]

項目	試算結果	備考
R6宿泊者数 (A)	3,984,000人	R5宿泊客数3,938,000人（前年比約4.9万人増）
一律定額制 (B)	350円	
税収見込 (C=A×B)	約13.9億円	1,394,400,000円
(参考)R10以降所要額	年平均約13.6億円	所要額約13.2億円に特別徴収事務交付金（税収の3%：約4千万円）を加味

【検討会議や専門部会における主な意見】

- ・素泊まり料金の判別が難しいため、一律定額制とすべきである
- ・一般行政サービスのための財源という考え方であれば、一律定額制が望ましい
- ・一律定額制は、低価格帯の宿泊施設の負担感が大きいため、支援策も検討してほしい
- ・インフレや宿泊客数の増加に伴い税収の増が見込めること、今後も様々な料金体系の宿泊事業者が参入してくることを考慮すると、定率制の検討も必要である

(4) 非課税事項（課税免除、免税点）

①課税免除

宿泊税は、入湯税と同様に、観光に関連する行為税的性格と奢侈税的性格を有していることや、入湯税及び宿泊税の二重の徴収事務負担、入湯税との整合性を考慮し、年齢12歳未満の者及び修学旅行等の参加者（引率者も含む）を課税免除とすることが妥当であると考える。

【専門部会における基本的な考え方】

- ・町内には、入湯税の徴収を行っている宿泊施設が多くあるため、特別徴収義務者の事務負担軽減の観点から、入湯税の非課税事項との整合性を図ることが適当である
- ・なお、修学旅行等の参加者に関しては、教育活動の一環であることも踏まえ、引率者を含めて課税免除の対象とし、入湯税の対象もこれにあわせることが望ましい。

②免税点

税率と同様の考え方にに基づき、宿泊料金に関わらず宿泊者が行政サービスを享受する程度は変わらないため、税の公平性及び簡素性の観点や、特別徴収義務者の事務負担を考慮し、免税点は設けないことが妥当であると考える。

[課税免除の考え方]

課税免除	免除とする理由
年齢12歳未満の者 (小学生以下の者)	・奢侈性*がなく、児童自身に担税力*がないため ※奢侈：ぜいたくをすること 担税力：税を支払う能力
修学旅行等の参加者 (引率者も含む)	・学校教育法上の見地から行われる教育活動の一環であるため ・修学旅行等における宿泊は、通常必要とされる宿泊以上の奢侈性はないため
その他町長が認めた者	・入湯税の課税免除規定との整合性を図るため

【検討会議や専門部会における主な意見】

- ・徴収事務が複雑になるため、入湯税と対象が異なることは避けてほしい
- ・教育旅行先の選択肢に加えてもらうことは重要であり、また、将来の顧客となるため、修学旅行生は課税免除にすべきである
- ・宿泊行為に変わりはないため、課税免除は設けなくて良い

(5) 課税を行う期間

法定外税の検討にあたっては、原則として一定の課税を行う期間を定めることが適当であるとされており、先行団体は、3～5年毎の範囲で見直し期間を設けている。

本町では、固定資産税超過課税の実施にあたり、「5年毎に施行状況を検討したうえで所要の措置を講ずる」との見直し規定を設けているため、今後、宿泊税が本町の財源確保のあり方の検討の一環となっていくことを踏まえ、条例施行後5年毎の見直し期間を設けることが妥当であると考える。

(6) 税収の使い道

本町が観光地として一層の発展・成長をするためには、「観光」と「暮らし」を車の両輪のようにとらえて、両者が相互に好影響をもたらすような観光まちづくりを目指す必要がある。このため、宿泊税は、「観光まちづくりの対象範囲」における観光振興や観光客の受入れに係る行政需要に充当することが望ましいと考える。

なお、主な使い道として、観光振興、ごみ処理や消防救急、道路整備、防災対策等が想定されているが、具体的な使い道は、宿泊税に関するアンケートや説明会の結果も十分考慮したうえで、今後生じる行政需要や、令和10年度に策定予定の第3次HOT21観光プラン等に基づき総合的に検討されたい。

[観光まちづくりの対象範囲]

区分	行政サービス			④町民対象	⑤行政運営
	①観光振興	②観光人口等を加味するもの	③観光客も一定の受益を受けるもの		
A 事業費	<ul style="list-style-type: none"> 観光振興 (HOT21取組経費含む) 観光施設の整備 ほか 	<ul style="list-style-type: none"> ごみ処理施設の整備, 運転管理 消防施設の整備 下水道の整備, 運営 ※繰出金 ほか 	<ul style="list-style-type: none"> 道路整備 防災対策, 交通安全 森林整備 ほか 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉・教育 保健衛生 庁舎の整備等 ほか 	
B 経常費	<ul style="list-style-type: none"> 観光振興, 商工振興に要する経常的経費 観光施設の運営経費 	<ul style="list-style-type: none"> ごみ処理, し尿処理, 消防救急活動に要する経常的経費 	<ul style="list-style-type: none"> 道路維持, 防災対策に要する経常的経費 公共施設の運営経費 ※観光客も利用する施設 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉, 教育, 保健衛生に要する経常的経費 公共施設の運営経費 ※町民のみ利用する施設 	
C 人件費	<ul style="list-style-type: none"> 観光振興, 観光施設の運営に要する人件費 	<ul style="list-style-type: none"> ごみ処理, 消防救急業務に要する人件費 	<ul style="list-style-type: none"> 道路維持, 都市計画, 上記公共施設の運営に要する人件費 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉, 教育, 保健衛生 上記公共施設の運営に要する人件費 	

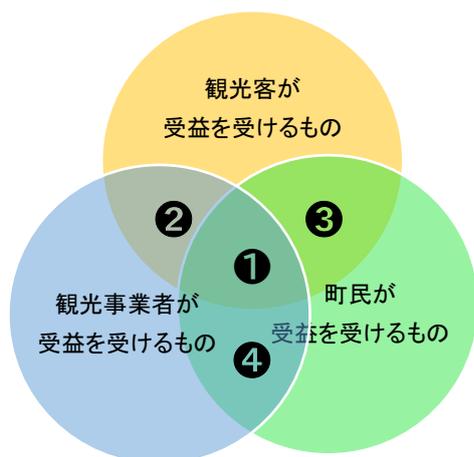
 宿泊税の主な使い道の範囲 (イメージ) 入湯税の主な使い道の範囲 (イメージ)

※宿泊税の使い道は、入湯税の使い道やふるさと納税の充当先（寄付者が指定した用途）と重複しないように整理するもの。

【検討会議や専門部会における主な意見】

- ・観光振興を中心としつつ、住民の生活が向上する事業にも使えることが望ましい
- ・観光振興に使ってほしい
- ・宿泊税の導入が観光客離れにつながらないように、箱根の魅力向上等に活用し、その効果を可視化していく必要がある
- ・一般行政サービスへの対応が中心となるため、予算の中で決めれば良い

【参考】観光まちづくりの対象範囲で想定する主な使い道



— 受益者と使い道の考え方 —

- ① 観光客・観光事業者・町民
⇒持続可能な観光まちづくりを推進する施策
- ② 観光客・観光事業者
⇒箱根のブランド力を向上させる施策
- ③ 観光客・町民
⇒観光客及び町民の満足度を高める施策
- ④ 観光事業者・町民
⇒雇用創出や定住人口の増加につながる施策

受益者と使い道の考え方にに基づき、アンケート調査結果に基づく町への要望や意見を受益の対象別に分類したものの。

区分	主な使い道 (観光まちづくりの充実・維持に係る行政サービス)	アンケート調査結果に基づく主な意見 (町に求める支援や取組み等)
①	<ul style="list-style-type: none"> ・道路整備や景観まちづくり ・渋滞対策 ・ごみ処理・減量化 ・消防救急 ・防災対策 	<ul style="list-style-type: none"> ・道路の拡張や老朽化対策、廃屋の撤去 ・国道1号の渋滞対策、バスベいの整備 ・ごみ箱の設置、環境衛生施設の整備 ・救急要請対応、消防施設の整備 ・災害時の対策
②	<ul style="list-style-type: none"> ・観光資源の魅力向上 ・受入体制の構築 ・文化財や自然環境の保全、活用 ・誘客促進、観光イベント支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・観光施設のアップデート ・情報通信整備、公衆トイレの整備 ・緑・湖・温泉の保全 ・地域観光イベントの開催
③	<ul style="list-style-type: none"> ・地域公共交通の充実 ・オーバーツーリズムの未然防止・抑制 	<ul style="list-style-type: none"> ・路線バスの増便、交通費の補助 ・キャリーケース対策
④	<ul style="list-style-type: none"> ・人材の確保・定着 ・住環境の整備 ・観光客のマナー対策 ・観光業への町民の理解促進 ・基金創設 	<ul style="list-style-type: none"> ・人材不足対策、起業支援 ・従業員の居住環境の整備、定住の推進 ・外国人のマナー改善、民泊利用者の騒音防止 ・観光教育の推進 ・自然災害等における復旧・復興支援

【参考】宿泊税に関するアンケート調査（望ましい使い道について）

■ 観光振興に関する使い道

	宿泊事業者（回答率）	観光客（回答率）	町民（回答率）
1	人材確保（47.5%）	観光資源の魅力向上（50.1%）	基金創設（65.2%）
2	基金創設（45.3%）	基金創設（34.8%）	人材確保（47.4%）
3	観光資源の魅力向上（38.8%）	何に使っても構わない（28.0%）	受入体制の構築（44.7%）
4	受入体制の構築（38.1%）	人材確保（26.4%）	観光資源の魅力向上（32.4%）
5	誘客促進（25.2%）	受入体制の構築（25.1%）	地域の連携強化・支援（23.5%）
6	地域の連携強化・支援（22.3%）	地域の連携強化・支援（17.4%）	誘客促進（15.0%）
7	何に使っても構わない（21.6%）	誘客促進（14.4%）	何に使っても構わない（14.7%）

■ 観光客も一定の受益を受けるサービスに関する使い道

	宿泊事業者（回答率）	観光客（回答率）	町民（回答率）
1	道路整備や景観まちづくり（61.2%）	ごみ処理やごみの減量化（44.7%）	道路整備や景観まちづくり（68.6%）
2	防災対策や交通対策（51.8%）	道路整備や景観まちづくり（37.7%）	防災対策や交通対策（64.2%）
3	ごみ処理やごみの減量化（48.2%）	文化財や自然景観の保全（36.1%）	ごみ処理やごみの減量化（57.3%）
4	消防救急， 文化財や自然景観の保全（35.3%）	何に使っても構わない（26.0%）	消防救急（44.0%）
5		防災対策や交通対策（24.8%）	文化財や自然景観の保全（43.3%）
6	何に使っても構わない（25.9%）	消防救急（18.3%）	何に使っても構わない（15.0%）

3 特別徴収義務者への負担軽減策

(1) 特別徴収事務交付金

先行団体では、多くが2.5%を基準とし、+0.5～+1.0%の特例加算を設けており、申告納入期限までに申告があった宿泊税を対象としている。

本町では、入湯税に加えて、宿泊税の課税趣旨等を説明することに係る特別徴収義務者の事務負担や、キャッシュレス決済では、宿泊税に係るクレジットカード等の手数料等の経費負担を考慮するとともに、特別徴収制度の円滑な運営を図るため、納期内納入額の3.0%とすることが妥当であると考える。

【専門部会における基本的な考え方】

- ・町内には、入湯税の徴収を行っている宿泊施設が多く、これまでの入湯税に加え、新たに宿泊税の課税趣旨を説明する必要があるなど、徴収に係る事務負担が増えることや、キャッシュレス決済に対応している施設が多く、宿泊税の徴収に係るクレジットカード手数料の負担等も考慮する必要がある

【検討会議や専門部会における主な意見】

- ・町の都合により実施するため、特段の配慮をお願いしたい
- ・クレジットカード手数料やオンライン旅行代理店のシステム利用料も考慮すべき
- ・急速にキャッシュレス化が普及しているため、キャッシュレス決済手数料に係る負担も考慮すると、交付金の率を高く設定する根拠になり得ると考える

(2) システム整備費等補助金

先行団体では、多くが宿泊税の導入に伴い発生するレジシステムの改修や構築、ソフトウェア等の購入費用を補助対象としているが、一部の団体においては、パンフレット・チラシの修正やホームページの改修等も対象としている。

本町では、特別徴収義務者の事務負担軽減や宿泊税の円滑な徴収を図るため、システムの改修・構築等に係る費用やパンフレット等の修正等に係る費用を対象とし、上限(100万円を想定)を設けたうえで、全額を補助することが妥当であると考える。

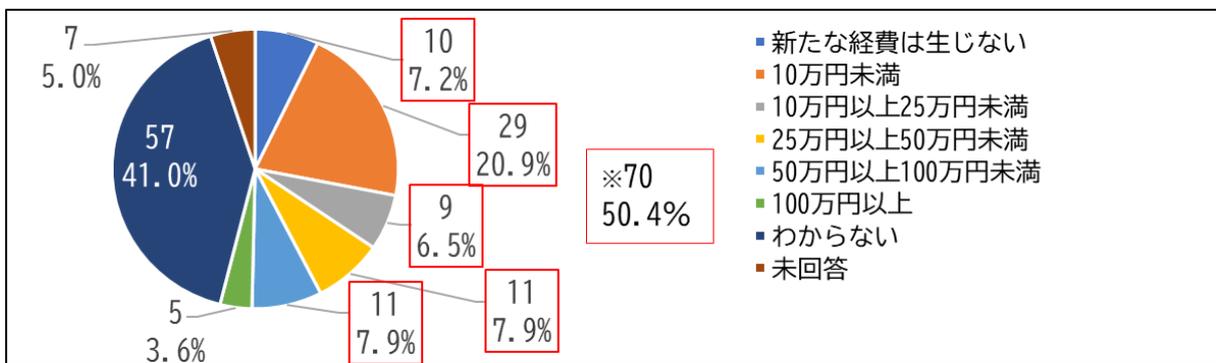
【専門部会における基本的な考え方】

- ・宿泊税導入に伴い発生する既存のレジシステムやホテル管理システム等の改修に係る経費のほか、宿泊税の導入に伴うパンフレット等の修正に要する経費は、全額町が補助すべきである
- ・宿泊事業者へのアンケート調査結果や町の財政状況も考慮し、上限額を設定することが適当である

【検討会議や専門部会における主な意見】

- ・町の都合により実施するため、システム整備費等は全額補助をお願いしたい
- ・導入に伴い必要となる印刷物に係る費用(パンフレット修正等)も対象に含めてほしい
- ・クラウド型システムの改修に係る負担増についても補助を検討してほしい

【参考】宿泊税に関するアンケート結果(レジシステムやソフトの改修等に見込まれる経費の金額)



「100万円未満」が約5割となり、そのうち「10万円未満」が最も多い